

第 6 回
那 賀 5 町 合 併 協 議 会
附 属 資 料

日 時 : 平成16年8月26日(木) 午後1時30分から
場 所 : 粉河ふるさとセンター 1階 小ホール

目 次

- 1 . 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い関係 P1 ~ P5
- 2 . 公共的団体等の取扱い関係 P6 ~ P12
- 3 . 広報広聴関係事業 P13
- 4 . 防災関係事業 P14 ・ P15
- 5 . 保育事業 P16 ・ P17
- 6 . 高齢者福祉事業 P18
- 7 . 障害者福祉事業 P19
- 8 . 児童福祉事業 P20
- 9 . 社会福祉事業 P21
- 10 . 健康づくり事業 P22
- 11 . 交通・防犯 P23
- 12 . 人権施策 P24

農業委員会委員の定数及び任期に関する法令

農業委員会等に関する法律

第3条（設置）

市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3 前項の規定により、その区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置いた市町村にあつては、市町村長は、都道府県知事に承認を受け、その全部又は一部の農業委員会の区域を変更することができる。
- 4 前項に規定する市町村にあつては、市町村長は、その全部又は一部の農業委員会を廃止して、その廃止された農業委員会の区域につき廃止された農業委員会の数を超えない数の農業委員会を置き、又はその廃止された農業委員会の区域を他の農業委員会の区域に含ませることができる。
- 5 その区域内の農地面積が著しく小さい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の農業委員会を置かないことができる。
- 6 市町村長は、第2項の場合にあつては書く農業委員会の名称及び区域を、第3項又は第4項の場合にあつてはその区域に変更があつてはその区域に変更があつた農業委員会又は新たに設置された農業委員会の名称及び区域を、前項の場合にあつては農業委員会を置かないこととした旨を公告するとともに、都道府県知事にこれを通知しなければならない。

第7条（選挙による委員）

農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、40人を超えない範囲内で条例で定める。

- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行つていけない。

第10条の2（選挙の単位）

農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて二以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4 第二項の規定により農業委員会の委員の選挙につき選挙区が設けられた場合において、選挙人の所属の選挙区は、その住所による。

第12条（選任による委員）

市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員又は組合員）各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあつては、その人数）以内

第15条（委員の任期）

選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の日前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。

- 2 補欠委員は、前任者の残任期間在任する。
- 3 選挙による委員は、前条の規定による解任及び第19条の規定による解散の場合を除き、その任期満了後も後任の委員が就任するまでは、なおその職務を行う。
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選任された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5 第12条の規定により選任された委員のうち団体の推薦にかかるものは、当該委員を推薦した団体の理事でなくなったときは、前項の規定にかかわらず、その職を失う。

農業委員会等に関する法律施行令

第2条の2（選挙による委員の定数の基準）

農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上覧に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人とその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

市町村の合併の特例に関する法律

第8条（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

市町村の合併の際合併市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては80を超えない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

- (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間
 - (2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあつては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間
- 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数にいたるまで減少するものとする。
- 3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその区域に農業委員会を置く場合又は同法第53条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という）である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。
- 4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

先進事例

新市名又は協議会名	関係市町村数	合併期日又は予定期日	確認内容
篠山市（兵庫県）	4町	平成11年4月1日	農業委員会については合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。
さぬき市（香川県）	5町	平成14年4月1日	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
あさぎり町（熊本県）	1町4村	平成15年4月1日	新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。
南アルプス市（山梨県）	4町2村	平成15年4月1日	農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
三次市（広島県）	1市4町3村	平成16年4月1日	(1) 農業委員会については、合併時に統合し、選挙委員の定数は30人とする。また、4の選挙区を設定する。 (2) 市町村の合併の特例に関する法律第8条を適用する。 適用を受ける選挙委員を30人とし、三次市農業委員会から11人、君田村農業委員会から2人、布野村農業委員会から2人、作木村農業委員会から2人、吉舎町農業委員会から4人、三良坂町農業委員会から2人、三和町農業委員会から4人、甲奴町農業委員会から3人をそれぞれ互選により選出するものとする。また、この適用期間は合併の日から1年間とする。
京丹後市（京都府）	6町	平成16年4月1日	(1) 新市に1つの農業委員会を置き、6町の農業委員会の選挙による委員であったものは市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3箇月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 その定数は、30人とする。 (2) 在任特例期間終了後の農業委員会の選挙による委員の選挙は、選挙区を設ける。 ただし、選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき委員の定数については、新市において調製する。
西予市（愛媛県）	5町	平成16年4月1日	(1) 農業委員会については、合併時に統合するものとし、選挙委員の定数は30人とする。 (2) 新市においては、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を設けることとし、各選挙区の定数は次のとおりとする。 明浜町、三瓶町の区域 6人 宇和町の区域 10人 野村町の区域 9人 城川町の区域 5人 (3) 報酬の額は宇和町の報酬額及び同規模の農業委員会の例をもとに調製する。
丹波市（兵庫県）	6町	平成16年11月1日	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年6月30日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 ただし、定数は町ごとに次の数を上回らないものとする。 柏原町 9名 氷上町 14名 青垣町 14名 春日町 15名 山南町 14名 市島町 14名

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

農業委員会は、市町村に1つ置かれ、その選挙による委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律（以下「農委法」という。）第7条、第15条に定められています。市町村の合併が行われた場合の選挙による委員の任期の取扱いについては、合併特例法第8条（農業委員会の任期等に関する特例）、農委法第34条（境界の変更の特例）にそれぞれ特例措置が規定されています。以下、農業委員会に関する取扱いを説明します

1 農業委員会の設置の原則

農業委員会は、市町村に必置の行政機関であり、1市町村1農業委員会が原則です。

- ・「地方自治法」第180条の5第3項第1項
- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第1項

2 農業委員会設置の特例（那賀5町は対象外）

区域が著しく大きい市町村（区域面積24,000haを超える）または、その区域内の農地面積が著しく大きい市町村（農地面積7,000haを超える）にあっては、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができます。

- ・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、「同施行令」第1条の3（那賀5町の状況）

	打田町	粉河町	那賀町	桃山町	貴志川町	合計
農地面積（ha）	757	1,487	909	622	471	4,246
農家戸数（戸）	1,242	1,630	709	857	825	5,263
農家人口（人）	5,281	6,843	3,057	3,319	3,444	21,944
任期	H17.7.19まで	H17.7.19まで	H17.7.19まで	H17.7.19まで	H17.7.29まで	
有権者数	2,955	2,492	2,547	2,214	2,739	12,947
基準農業者数	1,208	1,361	843	1,002	1,091	5,505
選挙区数	1	1	1	1	1	5
選挙による委員数	16	25	17	17	16	91
法第12条1号委員	2	2	2	2	2	10
法第12条2号委員	3	5	5	5	5	23
委員合計	21	32	24	24	23	124
市町村の面積（ha）	4,845	7,773	2,812	5,175	2,249	22,854

農地面積、農家戸数、農家人口は、2000年世界農林業センサスによる。

基準農業者数：10アール以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人の数の合計数。

法第12条1号委員：農林水産省令で定める農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあっては、理事又は経営管理委員又は組合員）各1人

法第12条2号委員：当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者4人（条例でこれより少ない人数を定めている場合にあっては、その人数）以内

3 市町村合併に伴う農業委員会の取扱い（概要）

市町村合併に伴う農業委員会の取扱いについては、上記1で述べたとおり、「合併後1つの農業委員会を置くこと」が原則となります。

ただし、上記2で述べた面積要件を満たした場合にあっては、特例として「合併後2以上の農業委員会を置くこと」ができます。なお、この場合であって「従前の区域ごとに農業委員会を複数置いた場合」は、農業委員の任期等に関して農業委員会に関する法律第34条の規定に基づく特例があります。

また、選挙委員の任期等に関しては、「市町村の合併の特例に関する法律」により、在任特例があります。

4 新設合併の場合の取扱い

(1) 「合併後1農業委員会を設置」（原則）

合併関係市町村の農業委員会は全て廃止され（したがって、当該農業委員会の選挙委員、選任委員ともに身分を失い）、新設の市町村につき1個の農業委員会となります。（選挙委員については、市町村の廃置分合の日から50日以内に設置による一般選挙を行います。また、選任委員についても速やかに選任します。）

- ・「農業委員会等に関する法律」第11条、「公職選挙法」第33条第3項
- ・「農業委員会等に関する法律」第12条

(2) 「合併後1農業委員会を設置」(在任特例)

市町村合併の際、合併関係市町村の農業委員会の選挙委員であって当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、80人以内の範囲で定められた数の者に限り、市町村の合併後1年以内でその協議で定められた期間は、引き続き合併後の新市町村の選挙委員として在任することができます。(合併後の新市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者が上記の定数(80人以内の範囲で定められた数)を超える場合は、これら関係委員全員の互選により、合併後の新市町村の選挙委員として在任する者を選出します。)

また、協議により定められた所定期間経過後は、原則に戻り、農業委員会の設置による一般選挙を行うこととなります。

なお、この特例措置は、合併関係市町村の協議(協議は合併関係市町村の各議会の議決を経なければなりません。また、その協議が成立したときは、合併関係市町村は、直ちにその内容を告示しなければなりません。)により講ずることができます。

・「市町村合併の特例に関する法律」第8条第1項、第2項、「農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律」附則第5条

また、当該特例は、選挙委員に関する規定であり、選任委員については、合併の日に併せて速やかに選任する必要があります。

(3) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(原則)

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)は、新市町村に2以上の農業委員会を設置することができます。(この場合、その市町村の廃置分合の日から50日以内に、その各農業委員会ごとに設置による選挙委員の一般選挙を行わなければなりません。選任委員については、各委員会ごとに、合併後速やかに選任します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項

(4) 「合併後2以上の農業委員会を設置」(在任特例)

「合併後2以上の農業委員会を設置」する場合においても、各農業委員会毎に(2)で述べた選挙委員の任期等に関する在任特例があります。

・「市町村の合併の特例に関する法律」第8条第3項

なお、この場合の選任委員については、(2)と同様に合併後の日に併せて選任することとなります。

(5) 「合併後従前の区域どおりに複数の農業委員会を設置」(特例)

合併後の新市町村が、2で述べた要件を満たした場合(市町村区域面積が24,000haを超える、または、農地面積が7,000haを超える)であって、新市町村に置かれる2以上の農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなる場合は、それらの農業委員会は、新市町村の農業委員会となってそのまま存続することとなります。(農業委員会の選挙委員、選任委員の身分もそのまま存続します。)

・「農業委員会等に関する法律」第3条第2項、第34条第1項

以上が、市町村合併に伴っての農業委員会の取扱いとなります。次に、上記の取扱いにより農業委員会を新たに設置した場合に生じる選挙委員の定数及び選挙委員定数と農地部会の関係について概略を説明します。

1 選挙委員の定数について

農業委員の選挙委員の定数については、農地面積、基準農業者数による定数基準が以下の3段階定められています。この基準の中で、各市町村が条例で定数を定めることとなります。

・「農業委員会等に関する法律」第7条第1項、「同施行令」第2条の2

農地面積5,000haを超え、かつ、基準農業者数6,000を超える農業委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40人以下

農地面積1,300haを超え、かつ、基準農業者数1,100を超える場合であって、に該当する農業委員会以外の農業委員会・・・・・・30人以下

農地面積1,300ha以下、又は、基準農業者数1,100以下の農業委員会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20人以下

2 「新設合併」の場合の定数の定め方

農業委員の選挙委員の定数については、市町村の条例で定めることとなっていますが、新設合併の場合、原則としては、合併時に議会が存在しません。その場合は、合併前に関係市町村の協議により「農業委員会等に関する法律施行令」第2条の2の定めるところにより定数を協議しておき、合併後、職務執行者の専決処分により条例を制定することが一般的です。なお、この場合、次の議会においてこれを報告し、その承認を求めることとされています。

・地方自治法第179条第1項、第3項

・地方自治法施行令第1条の2第1項

3 農地部会について

1で述べた定数基準に従い定数を定め、その定数を21人以上とした場合は、「農地部会」を置くことができます。また、その他の部会を設置することも可能です。

・「農業委員会等に関する法律」第19条

つまり、農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超える農業委員会にあつては、選挙委員の定数を定める場合、21人以上の定数を定めることができます。その場合は、「農地部会」を置くことができることとなります。

4 農地部会の構成

選挙委員が互選した者10人から15人
 農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区が推薦した選任委員が互選した者
 市町村議会が推薦した選任委員が互選した者

委員の定数は、市町村の条例で定めます。この場合、
 、 の委員の定数の合計は、 の委員の定数の3分の1を超えないように定めなければなりません。

- ・ 農業委員会等に関する法律第19条第2項、第6項

5 農地部会の所掌事項

農地部会は、「農業委員会等に関する法律」第6条に規定する農業委員会の所掌事務のうち、以下の事項について所掌します。また、その所掌事務については、部会の議決が農業委員会の決定となります。すなわち、部会が設置された場合は、その所掌事項については、農地部会が最終意志決定機関となります。

- ・ 農業委員会等に関する法律第19条第1項、同法第22条第1項

【所掌事項】

- ・ 「農業委員会等に関する法律」第6条第1項第1号業務
 農地法その他の法令により農業委員会の権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持に関する事項並びに農業経営基盤強化促進法等によりその権限に属させた事項
- ・ 「農業委員会等に関する法律」第6条第1項第2号業務
 土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附属する事項
- ・ 「農業委員会等に関する法律」第6条第2項第1号業務
 農地等の利用関係についてのあっせん及び争議の防止に関する事項
- ・ 「農業委員会等に関する法律」第6条第2項第2号業務
 農地等の交換分合のあっせんその他農地事情の改善に関する事項

公共的団体等の取扱いに関する関係法令等

行政実例（昭和24年1月13日・昭和34年12月16日等）
 「公共的団体等」とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会議所等の産業経済団体、社会福祉協議会、社会福祉団体、赤十字社等の厚生社会事業団体、教育団体、青年団、婦人会、文化団体、スポーツ団体等の教育文化スポーツ団体等、いやしくも公共的な活動を営むものはすべてこれに含まれ、法人たると否とを問わないとされる。

商工会法（昭和35年法律第89号）
 （地区）

第7条 商工会の地区は、一の町村の区域とする。ただし、商工業の状況により必要があるときは、一の市又は隣接する2以上の市町村の区域とすることができる。

2 商工会の地区は、他の商工会の地区又は商工会議所の地区と重複するものであってはならない。
 （市町村の廃置分合に伴う地区の特例）

第8条 商工会の設立後にその地区たる市町村について廃置分合があった場合において、その商工会（その商工会が廃置分合後の市町村の区域の一部をその地区の全部又は一部とし、その地区が隣接する他の商工会と合併した場合（以下この条において「隣接商工会との合併の場合」という。）にあっては、当該合併後存続する商工会又は当該合併によって成立した商工会。以下この条において同じ。）の地区を廃置分合後の市町村の区域とするための定款の変更をし、又はその商工会が解散するまでの間は、前条第1項の規定にかかわらず、その商工会の地区は、廃置分合前の市町村の区域（隣接商工会との合併の場合にあっては、当該合併前の各商工会の地区すべてを合わせた区域）とする。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）

第6章 シルバー人材センター等

第1節 シルバー人材センター

（指定）

第46条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もって高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第34条の法人（次項及び第48条の2第1項において「高年齢者就業援助法人」という。）であって、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第48条の2において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業に機会の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第1号及び第2号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する2以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。 以下省略

地方自治法（昭和22年法律第67号）
 （公共的団体等の監督）

第157条 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

2 前項の場合において必要があるときは、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提出させ及び実地について事務を視察することができる。

3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の監督上必要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置を申請することができる。

4 前項の監督官庁は、普通地方公共団体の長の処分を取り消すことができる。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）
 （国、都道府県等の協力等）

第16条

1～6 省略

7 公共的団体は、合併市町村の建設に資するため必要な措置を講ずるように努めなければならない。

8 合併関係市町村の区域内の公共的団体等は、市町村の合併に際しては、合併市町村の一体性の速やかな確立に資するため、その統合整備を図るよう努めなければならない。

《解説》合併特例法第16条第8項では、いつまでも合併関係市町村単位で各種の公共的団体等が存続することは合併市町村の一体性の確立の面からも好ましくないという観点から、市町村合併に際して、その区域内の公共的団体等はその統合整備を図るよう努めなければならないとしている。

（「合併協議会の運営の手引き」より 編集：市町村自治研究会）

社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）
 （社会福祉協議会）

第74条 省略

2 市町村協議会は、当該市町村の区域内において前項第1号から第5号までに掲げる事業（指定都市協議会（指定都市の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。）にあっては、その区域内における地区協議会（地方自治法第252条の20に規定する区の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。以下同じ。）の相互の連絡及び事業の調整の事業を含む。）を行うことを目的とする団体であって、指定都市にあってはその区域内における地区協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を営む者の過半数が参加するものでなければならない。

3～6 省略

先進事例における公共的団体等の取扱いの調整内容

都道府県	新市名(合併協議会名)	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む)
兵庫県	篠山市	4町	<p>公共的団体については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 各町共通の団体について ア 新町との一体性を保つため、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 イ 郡単位の上部組織を有する団体については、原則として、合併時に郡組織を新町組織へ円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 各町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。</p>	平成11年4月1日 (新設合併)
香川県	さぬき市	5町	<p>(1) 公共的団体については、新市の一体性を確保するため、それぞれの事情を尊重しながら、そのあり方について調整するものとする。新市との一体性を保つため、できる限り合併時に統合するよう調整に努めるが、統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう指導する。 国、県等の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していく。</p> <p>(2) 土地開発公社については、次のとおり取り扱うものとする。 津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。</p>	平成14年4月1日 (新設合併)
京都府	京丹後市	6町	<p>公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合又は再編の調整に努めるものとする。</p> <p>(1) 6町に共通している団体は、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 6町に共通している団体で実情により合併時に統合できない団体は、合併後、速やかに統合又は再編できるよう調整に努める。 (3) その他の団体は、現行のとおりとする。</p>	平成16年4月1日 (新設合併)
愛媛県	西予市	5町	<p>公共的団体については、新市の速やかな一体性を確保するため、各団体の実情を尊重しながら、統合整備に努めるものとする。</p> <p>1 同一あるいは同種の団体は、合併時に統合するよう調整に努める。 2 同一あるいは同種の団体で、実情により合併時に統合することが困難な団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。 3 同一あるいは同種の団体で、統合に時間を要する団体は、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 4 独自の目的を持った団体は、原則として現行のとおりとする。</p>	平成16年4月31日 (新設合併)
兵庫県	氷上郡合併協議会 (丹波市)	6町	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市として速やかな一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、そのあり方について調整に努める。</p> <p>(1) 各町共通の団体 ア 新市として一体性を保つため、出来る限り合併時に統合を図る。 イ 郡単位の上部組織のある団体については、合併時に新市組織に円滑に移行できるよう調整に努める。 ウ 国県等の指導に基づき設置された団体については、関係機関の指導・助言をもとにそのあり方について協議する。 エ 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(2) 各町独自の団体 各団体の設立経緯から判断し、原則として現行のとおりとする。</p>	平成16年11月1日 (新設合併)
和歌山県	南部町・南部川村合併協議会	1町1村	<p>公共的団体については、新町の一体性を確保するため、それぞれの実情を尊重しながら、統合整備について次のとおり調整に努める。</p> <p>(1) 2町村に共通している団体については、できる限り合併時に統合できるよう調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体については、将来の統合に向けて検討が進められるよう調整に努める。 (3) 独自の目的を持った団体は、現行のとおりとする。</p>	平成16年10月1日 (新設合併)
和歌山県	海南市・下津町合併協議会	1市1町	<p>公共的団体等については、新市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、海南市及び下津町の共通の目的を持った団体についてはできる限り合併時に統合できるよう、また統合に時間を要する団体については将来の統合に向けて検討が進められるよう、調整に努めるものとする。なお、海南市及び下津町の独自の目的を持った団体については、原則として現行のとおりとする。</p>	平成17年3月31日 までの日 (新設合併)

【土地開発公社の取扱いに係る参考資料】

公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）第10条第1項において、「地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して土地開発公社を設立することができる。」と定められています。

市町村が土地開発公社を設立しようとする場合は議会の議決を経て定款を定め、都道府県知事の認可を受け（公拡法第10条第2項）、設立登記をすることが必要です（公拡法第15条第2項）。また土地開発公社が定款の変更（一部事項を除く。）をする場合（公拡法第14条第2項）や解散する場合（公拡法第22条第1項）は設立団体の議会の議決を経て都道府県知事の許可を受けることが必要とされており、解散した場合には残余財産があるときは、定款の定めるところにより分配しなければならないとされています（公拡法第22条）。なお、公拡法第23条において準用する民法第73条により、解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算が凍結するまで、なお存続するものとみなされます。

市町村合併を行う場合は、これらの土地開発公社の統廃合について検討する必要があります。これは、土地開発公社が公拡法に基づき設立される特別法人であり、土地開発公社の業務である土地の取得、管理、処分等は総合的・一体的に処理することが望ましいことから、1地方公共団体1公社が原則であるとされています。

土地開発公社の統廃合については、公拡法に特別な規定がないため、解散の規定（公拡法第22条）等を用いて手続きを進めることになります。

【事例】

A町とB町が合併し、新たにC市を設立することとなる場合（新設合併）で、A町にA町土地開発公社、B町にB町土地開発公社があるとき、2つの土地開発公社の統廃合について考えてみます。

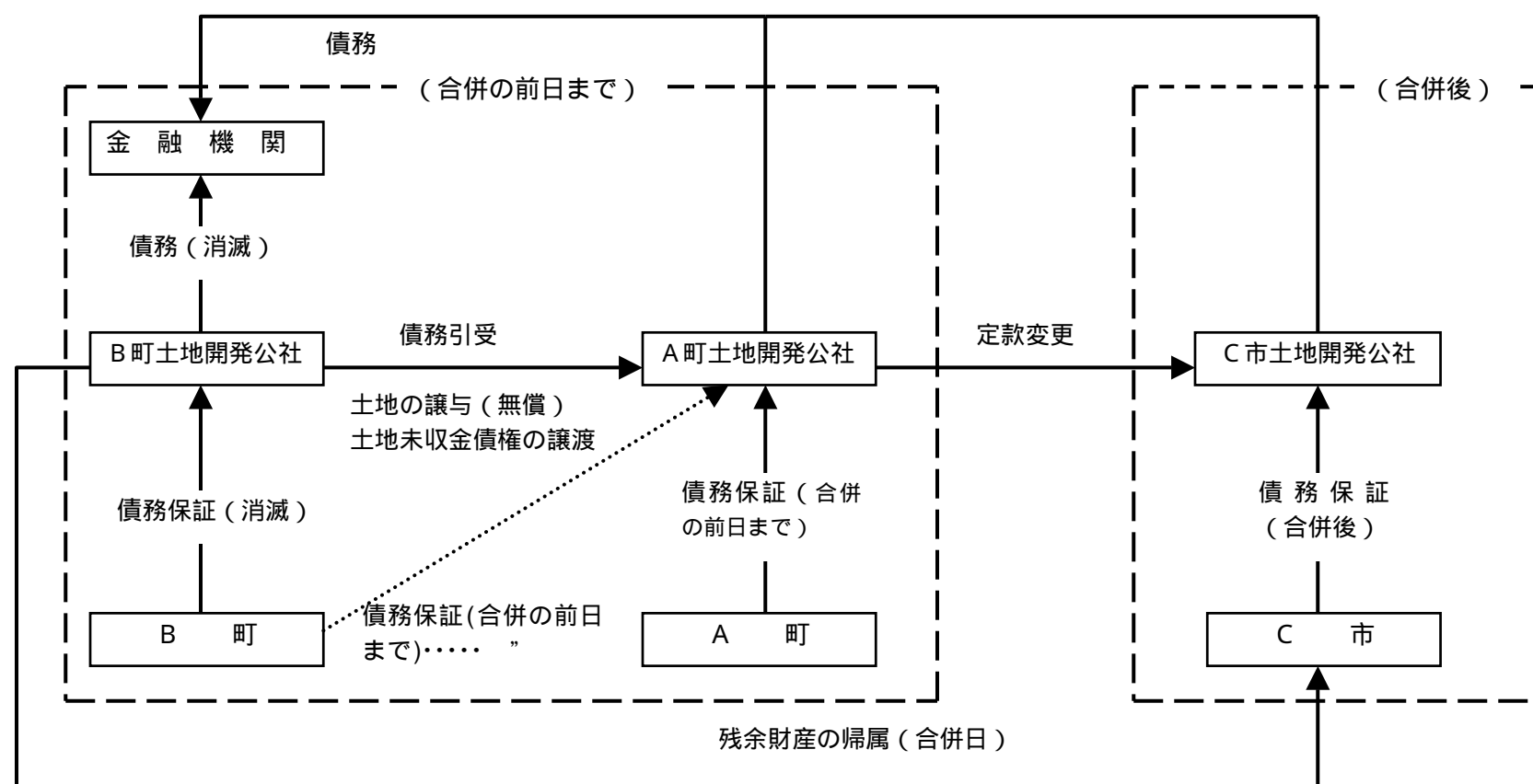
土地開発公社の統廃合の方法としては、次の2つの方法が考えられます。

- (1) B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社を定款変更によりC市土地開発公社にする方法
- (2) A町土地開発公社とB町土地開発公社を解散して、新しくC市土地開発公社を設立する方法

実務的には(1)の方法が簡便であると考えられます。

【土地開発公社の統廃合の方法1】

(1) B町土地開発公社を解散するとともに、A町土地開発公社を定款変更により新市開発公社にする方法（図1）



(図1)

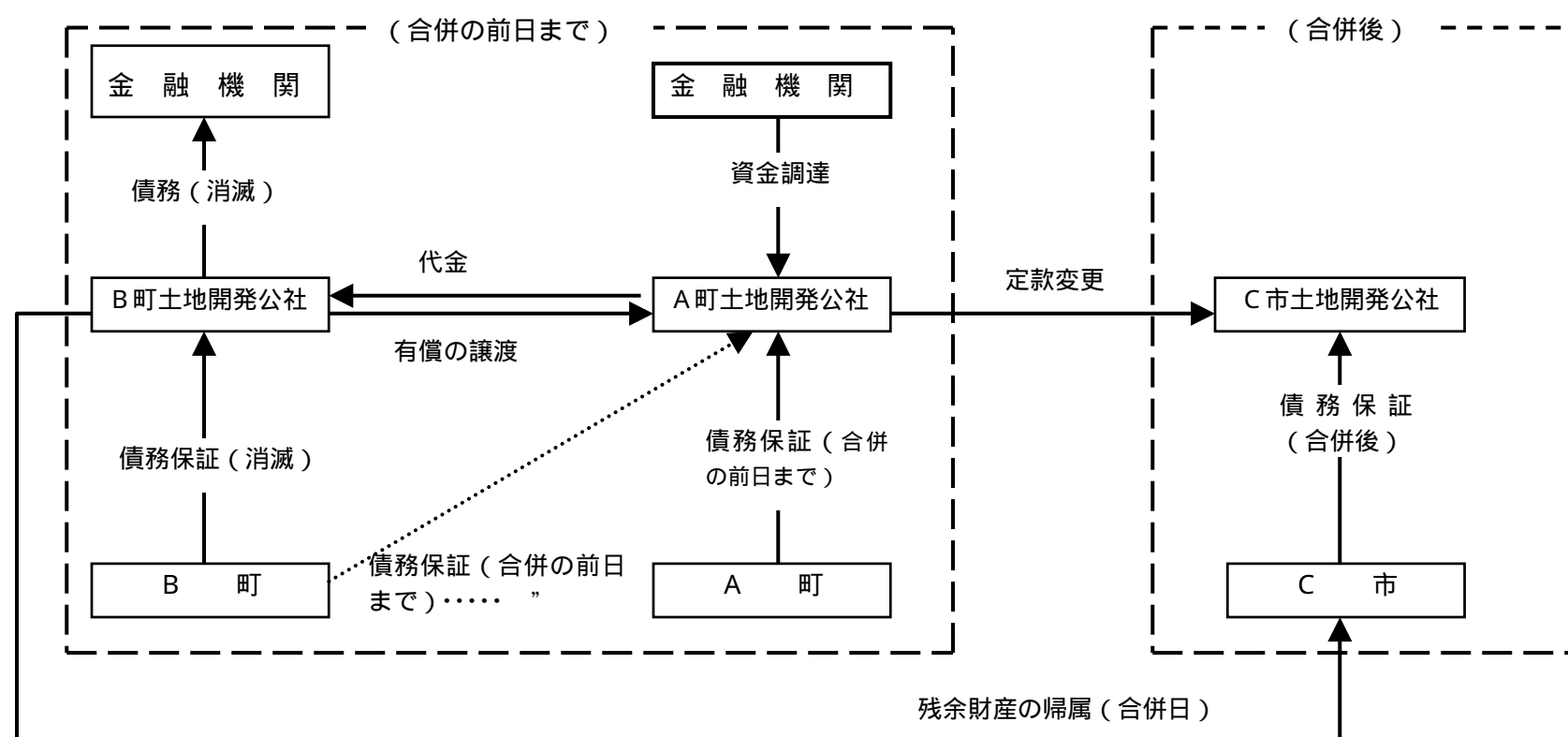
B町土地開発公社の持つ金融機関に対する債務を、金融機関の同意を得て、存続するA町土地開発公社が引き受け、その際、B町土地開発公社の持つ金融機関への債務に対するB町の債務保証を消滅させるとともに、A町が、債務を引き受けたA町土地開発公社に対して、その相当分につき新たに債務負担行為を定めた上で債務保証をする。

と同時に、B町土地開発公社は、B町土地開発公社が持つ土地を存続するA町土地開発公社に無償譲与する。また、同時にB町土地開発公社は、B町土地開発公社が持っているB町に対する土地未収入金債権を、存続するA町土地開発公社に譲渡する。

なお、 と の手法に代えて、次のような取扱いもあります。

A町土地開発公社が資金調達のうち、B町土地開発公社の土地を有償取得する方法（図2）

A町は、債務負担行為で定めた上で、存続するA町土地開発公社に対し債務保証（B町土地開発公社の保有する土地を購入すべき資金相当分）を行う。債務保証を受けたA町土地開発公社は、B町土地開発公社の保有する土地の購入資金を金融機関から調達し、B町土地開発公社の土地を有償取得する。B町土地開発公社は、譲渡代金をもって金融機関へその借入金を弁済する。



(図2)

B町土地開発公社の解散に伴う残余財産の帰属先は、通常定款でB町になっているが、清算終了時にはB町は合併により消滅しているため、B町土地開発公社は、A町とB町が合併する前に、速やかに定款変更をして、残余財産の帰属先をC市にし、定款変更の効力日を合併日にする。B町土地開発公社は、公拡法第22条第1項の規定に基づき、A町とB町が合併する前に、解散の手続きをし、解散日を合併日前日にする。

存続するA町土地開発公社の設立団体は合併後C市となるため、合併後速やかに、C市長の職務執行者は、公拡法第14条第2項の規定に基づき、A町土地開発公社の名称変更、設立団体の名称変更などの定款変更を行い、A町土地開発公社をC市土地開発公社にする。

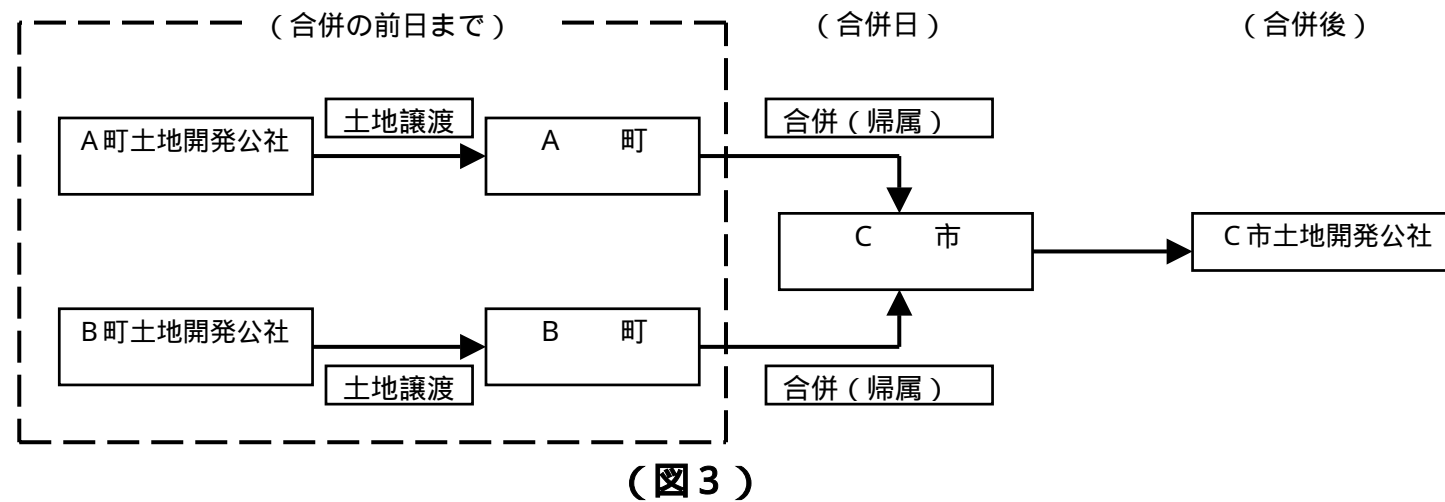
この場合、本来、B町が行うべき債務保証を、合併までの一時的なものであっても別のA町が債務保証をすることに対して理解が得られにくいときは、上記の手法に代えて、次のような方法をとった事例があります。いずれの場合にも、A町が新たに債務保証をした債務者の立場、B町が新たに債務保証をした債務者の立場は、合併後、当然、新市に引き継がれます。

"合併までB町がA町土地開発公社の債務保証(B町土地開発公社債務分)をする場合（フロー図1・2中、点線で標記）"

B町土地開発公社の持つ金融機関に対する債務を、金融機関の同意を得て、存続するA町土地開発公社が引き受け、その際、B町土地開発公社の持つ金融機関への債務に対するB町の債務保証を消滅させるとともに、B町が、債務を引き受けたA町土地開発公社に対して、その相当分につき新たに債務負担行為で定めた上で債務保証する。

【土地開発公社の統廃合の方法2】

(2) A町土地開発公社とB町土地開発公社を解散して、新しく新市土地開発公社を設立する方法(図3)



両町土地開発公社の解散の前に、清算を見据えて、A町はA町土地開発公社から、B町はB町土地開発公社から公有地となるべき土地を購入することとなる。この場合、一般的には公共用地先行取得債その他の地方債を起すことができず、自己財源で購入することになり、新たな負担が生じる。

A町土地開発公社とB町土地開発公社は、A町とB町が合併する前に、速やかに定款変更をして、残余財産の帰属先を新市にし、定款変更の効力日を合併日にする。

A町土地開発公社とB町土地開発公社は、公拡法第22条第1項の規定に基づき、A町とB町が合併する前に、解散の手続きをし、解散日を合併日前日にする。

C市の設置後、C市長の職務執行者は、C市土地開発公社の設立を行う。

なお、の定款変更との設立の手続きは、合併後、速やかにC市議会を招集して議決を経るのが原則です。議員の在任特例、定数特例の使用別、事前の各地方公共団体間協議の経緯など、地域の実情によって異なるため、一概にはいえませんが、あらかじめ合併協議会の協議のうえ、A町、B町議会の了解を経ていれば、合併日に、C市長の職務執行者が専決処分を行うことも可能と考えます。

土地開発公社の解散に伴う清算の手続きは、公拡法第23条で民法の法人の解散に関する規定が準用されており、これに従って清算します。また、清算が終了した時は市町村合併が終了しています。そこで、清算人は、合併後の市町村長に財務諸表等を添えて清算終了の届出を行います。さらに、普通地方公共団体が出資している法人に係る経営状況の議会への提出(地方自治法第243条の3第2項)は、事務を承継した合併後の市町村がその手続きに当たるということになります。

【関係法令】（抜粋）

公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年6月15日法律第66号）

（設立）

第10条 地方公共団体は、地域の秩序ある整備を図るために必要な公有地となるべき土地等の取得及び造成その他の管理等を行わせるため、単独で、又は他の地方公共団体と共同して、土地開発公社を設立することができる。

2 地方公共団体は、土地開発公社を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び市町村が認識しようとする場合にあつては主務大臣、その他の場合にあつては都道府県知事の認可を受けなければならない。

（法人格）

第11条 前条の規定による土地開発公社は、法人とする。

（名称）

第12条 土地開発公社は、その名称中に土地開発公社という文字を用いなければならない。

2 土地開発公社でない者は、その名称中に土地開発公社という文字を用いてはならない。

（出資）

第13条 地方公共団体でなければ、土地開発公社に出資することができない。

2 土地開発公社の設立者である地方公共団体（以下「設立団体」という。）は、土地開発公社の基本財産の額の2分の1以上に相当する資金その他の財産を出資しなければならない。

（定款）

第14条 土地開発公社の定款には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

1. 目的
2. 名称
3. 設立団体
4. 事務所の所在地
5. 役員の定数、任期その他役員に関する事項
6. 業務の範囲及びその執行に関する事項
7. 基本財産の額その他資産及び会計に関する事項
8. 公告の方法
9. 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項

2 定款の変更（政令で定める事項に係るものを除く。）は、設立団体の議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

（役員及び職員）

第16条 土地開発公社に、役員として、理事及び監事を置く。

2 理事及び監事は、設立団体の長が任命する。

3 設立団体の長は、役員が心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められる場合又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認める場合には、その役員を解任することができる。

4 土地開発公社と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合には、監事が土地開発公社を代表する。

5 土地開発公社の役員及び職員は、刑法（明治40年法律第45号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（解散）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。

2 土地開発公社は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、土地開発公社に出資した者に対し、これを定款の定めるところにより分配しなければならない。

（民法等の準用）

第23条 民法（明治29年法律第89号）第44条、第50条、第52条第2項、第53条から第55条まで、第59条、第73条から第76条まで、第77条（届出に関する部分に限る。）、第78条から第80条まで、第82条及び第83条並びに非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第35条第2項及び第36条から第37条ノ2までの規定は、土地開発公社について準用する。

2 不動産登記法（明治32年法律第24号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、土地開発公社を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

民法（明治29年4月27日法律第89号）

第73条 解散シタル法人ハ清算ノ目的ノ範囲内ニ於テハ其清算ノ結了ニ至ルマテ尚ホ存続スルモノト看做ス

先進地事例における土地開発公社の取扱いの調整内容

【先進事例】

都道府県	新市名（合併協議会名）	構成市町村数	調整内容	合併の期日 （予定含む）
埼玉県	さいたま市	3市	3市の土地開発公社、社会福祉法人社会福祉協議会、社団法人シルバー人材センターは、それぞれ合併時に再編する。	平成13年5月1日
香川県	さぬき市	5町	・津田町土地開発公社、大川町土地開発公社、寒川町土地開発公社及び長尾町土地開発公社については、所有する財産を志度町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 ・志度町土地開発公社については、新市において、さぬき市土地開発公社として存続するものとする。	平成14年4月1日
香川県	東かがわ市	3町	引田町土地開発公社及び大内町土地開発公社については、所有する財産を白鳥町土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。白鳥町土地開発公社については、新市において東かがわ市土地開発公社として存続するものとする。	平成15年4月1日
岐阜県	山県市	2町1村	・伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社については、高富町土地開発公社に債権を譲渡し債務を引き継ぎ、合併の前日までに解散する。 ・高富町土地開発公社については、伊自良村土地開発公社及び美山町土地開発公社の債権を譲受し債務を引き受け、新市における土地開発公社とする。	平成15年4月1日
岐阜県	瑞穂市	2町	土地開発公社については、合併の日の前日をもって瑞穂町土地開発公社を解散する。合併の日以降巣南町土地開発公社の定款を変更し、新市の土地開発公社とする。	平成15年5月1日
山口県	周南市	2市2町	2市2町の土地開発公社のうち、1土地開発公社を新市の土地開発公社とし、他の3土地開発公社は、合併の日の前日までに解散する。	平成15年4月21日
広島県	三次市	1市4町3村	・吉舎町土地開発公社及び三良坂町土地開発公社については、所有する財産及び負債を三次市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散する。 ・三次市土地開発公社については、新市において新市土地開発公社として存続させるものとする。	平成16年4月1日
佐賀県	佐賀県西部1市3町合併協議会	1市3町	1．山内町、塩田町及び嬉野町の各土地開発公社については、合併までに解散し、武雄市土地開発公社を新市の土地開発公社として名称等を変更する。 2．1市3町の土地開発公社が保有する資産は、新市の土地開発公社に引き継ぐものとする。	平成17年3月31日
和歌山県	田辺広域合併協議会	1市2町2村	中辺路町土地開発公社、大塔村土地開発公社については、合併の前日までに解散し、田辺市土地開発公社を新市土地開発公社として存続する。	平成17年2月1日
和歌山県	那智勝浦町・太地町合併協議会	2町	那智勝浦町土地開発公社及び太地町土地開発公社の双方を存続させ、新町に引き継ぐ。	平成17年3月31日

先進地事例における広報広聴関係事業の取扱いの調整内容

合併協議会名等	合併年月日(予定含む)	調 整 内 容
石部・甲西合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	(1) 広報紙については、合併時に統合し情報の提供に努める。 (2) 広報紙以外の広報広聴活動については、当面現行のまま新市に引き継ぎ、新市において調整する。 (3) 相談業務については、新市において調整し拡充に努める。
高島地域合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	1. 行政の情報を幅広く提供し、住民と行政が協働したまちづくりを推進するため、新市における広報紙の発行は毎月1回とする。 また、視聴覚障害者等に対しても広報内容を伝達できる方法を検討し、情報提供の充実を図る。 2. 広報紙の配布については、自治会組織へ委託する方法とするが、自治会が組織されていない区域については郵送等の方法による。 3. 新市発足時に新市のホームページを開設し、広報広聴事業の充実を図る。 4. 合併前の各町村で行われている住民懇談会など広聴事業については、新市において整理し、効果的な広聴方法を検討する。 また、住民モニター制度の導入についても新市において検討する。
柏原町,氷上町,青垣町,春日町,山南町,市島町合併協議会 (兵庫県)	平成16年11月 1日	市広報誌、その他の広報誌について (1) 市広報誌の発行回数、配布日及び配布方法については、合併時に統一する。 (2) その他の広報誌(教育委員会だより、公民館だより等)は、原則本誌(市広報誌)の中に記事として掲載する。
平群町,三郷町,斑鳩町,安堵町,上牧町,王寺町,河合町合併協議会 (奈良県)	平成18年 1月 1日 (提案中)	1 広報誌の発行については、月2回の発行を行い、配布方法については、合併時に調整する。 2 ホームページについては、合併時に統合し、提供する情報の充実を図る。 3 公聴事業については、合併時に速やかに再編し、事業の充実を図る。 4 相談業務については、合併時に現行の相談業務が実施できるように調整する。
益田市・美都町・匹見町合併協議会 (島根県)	平成16年11月 1日 を目標とする。	合併協定項目23-2「各種事務事業(広報広聴事業)の取扱い」については、次のとおりとする。 1 広報は統一し、内容、配布方法等は合併時まで検討する。 2 ホームページは、新市において再編する。 3 広聴については、現行の取組み状況をふまえ、新市において調整する。
田辺広域合併協議会 (和歌山県)	平成17年 5月 1日	(1) 広報誌の編集及び発行については、合併時に一元化する。 (2) 声の広報については、合併時に一元化する。 (3) 点字版広報については、新市において実施する。 (4) 広報のホームページについては、合併時に一元化する。
川辺町・中津村・美山村合併協議会 (和歌山県)	平成17年 3月22日	(1) 広報誌については、毎月1回発行し、町内全戸及び関係機関に無償配布する。 (2) 町勢要覧については、合併後速やかに発行できるように調整する。 (3) ホームページについては、合併時に開設する。 (4) 防災行政無線放送による町内放送の放送回数等は、合併時に統一する。

防災関係事業の取扱いに関する関係法令等（抜粋）

災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）

（目的）

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団等の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（第8条第2項において「自主防災組織」という。）の充実を図り、市町村の有するすべての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととするとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、都道府県知事に協議しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による協議に際しては、当該都道府県防災会議の意見を聴かなければならない。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（災害対策本部）

第23条 都道府県又は市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置することができる。

2 災害対策本部の長は、災害対策本部長とし、都道府県知事又は市町村長をもつて充てる。

3 災害対策本部に、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県又は市町村の職員のうちから、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が任命する。

4 災害対策本部は、地方防災会議と緊密な連絡のもとに、当該都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を実施するものとする。

5 都道府県知事又は市町村長は、都道府県地域防災計画又は市町村地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

6 都道府県の災害対策本部長は当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、市町村の災害対策本部長は当該市町村の教育委員会に対し、それぞれ当該都道府県又は市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前各項に規定するもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県又は市町村の条例で定める。

（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱

当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画

当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

前各号に掲げるもののほか、当該市町村の地域に係る防災に関し市町村防災会議が必要と認める事項

3 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しなければならない。この場合において、都道府県知事は、都道府県防災会議の意見をきかなければならない。

4 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、その要旨を公表しなければならない。

5 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

水防法（昭和24年6月4日法律第193号）

（水防計画）

第25条 指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にはかつて、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならない。

（水防協議会）

第26条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長1人及び委員25人以内で組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

先進事例における防災関係事業の取扱いの調整内容

【県外】

合併協議会名等	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
丹生郡町村合併協議会 (福井県)	3町1村	1. 防災会議については、合併時設置する。 2. 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。なお、新町の計画が策定されるまでの間は、越前町の計画を運用する。 3. 防災訓練については、新町地域防災訓練に基づき実施する。なお、新町地域防災計画ができるまでの間は、越前町の計画を運用し、実施する。 4. 防災無線については、新町においてデジタル化を含めて、速やかに整備する。なお、整備されるまでの間は、現行の防災無線を運用する。また、災害時には本庁に対策本部を設置し、現行のシステムを活用して対応する。 5. 防災施設、災害時備蓄品については、現行のとおり新町に引き継ぎ、新町地域防災計画に基づき整備する。 6. 防火水槽設置事業および地域消火設備等設置事業については、合併時に朝日町の例により調整する。 7. 応援協定等については、合併時に越前町の例により調整する。	平成17年2月1日 (新設合併)
山県市 (岐阜県)	2町1村	(1) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。 (2) 伊自良村及び美山町の防災行政無線(同報系)の運用は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに周波数の統一を図り、遠隔操作設備を市庁舎及び消防本部に整備する。 (3) 防災行政無線(移動系)の運用については、当分の間は現行のとおりとし、関係機関と協議の上、新市において速やかに3町村の周波数の統一を図るものとする。	平成15年4月1日 (新設合併)
京丹後市 (京都府)	6町	(1) 防災組織 婦人消防隊及び子供消防クラブは、現行のまま新市に継承する。 その他の自主防災組織についても、全市域にわたって組織できるよう努める。 (2) 地域防災計画 各町の計画を基に、新市の地域防災計画を策定する。また、相互応援協定などについては、新市において速やかに調整する。 (3) 防災行政無線 新市移行後、現状未整備の大宮町、弥栄町及び久美浜町域を対象に、速やかに整備する。 また、戸別受信機(網野町)、屋外スピーカー(丹後町)の増設も併せて行う。 (4) 災害発生時の通報 新市庁舎又は消防本部が一括して行うものとするが、防災行政無線が市域全域をエリアとして整備されるまでは、現行の通信手段により行う。 (5) 防火水槽等防火防災施設、消火栓及び消火栓器具の新設等は、市が全額を負担し整備する。	平成16年4月1日 (新設合併)
中町・加美町・八千代町合併協議会 (宮城県)	3町	(1) 防災行政無線については、合併後速やかに統合する。 (2) 防災会議については、合併時に統合する。 (3) 地域防災計画については、新町において速やかに策定する。なお、新町の地域防災計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぐ。	平成17年3月末日までの日

【県内】

合併協議会名等	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
海南市・下津町合併協議会	1市1町	(1) 新市の消防本部については、現在の海南市消防本部とする。 (2) 署及び管轄区域については、両市町の現行のとおりとする。 (3) 地域防災計画については、新市において新たに策定する。 (4) 防災会議については、合併時に統合する。 (5) 水防協議会については、合併時に廃止し、新市の防災会議でその機能を維持する。 (6) 防災行政無線については、当面は、現行のとおりとし、新市において周波数の統一を図り、統合する。 (7) 自主防災組織の結成及び育成については、海南市の例により新市において引き続き実施する。	平成17年3月31日 までの日 (新設合併)
吉備町・金屋町・清水町合併協議会	3町	地域防災計画、水防計画については、新町において速やかに策定する。尚、新町地域防災計画、水防計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。 防災会議については、合併時に統合する。 防災行政無線については、新町において調整する。 広域相互応援協定等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。	市町村の合併の特例に関する法律の適用期限 までの日 (新設合併)

先進地事例における保育事業の取扱いの調整内容

合併協議会名等	合併年月日(予定含む)	調整内容
石部・甲西合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	(1) 保育所の名称は「保育園」に統一し、定員等は現行のとおりとする。 (2) 保育料については、合併する年度においては各町の例によるものとし、その翌年度から新市の保育料を再編するものとする。 (3) 保育施策については、両町に差異のないものは現行のとおり新市に引き継ぐものとし、その他については合併時に調整するものとする。 (4) 給食については、自園方式で実施できるように調整するものとする。
高島地域合併協議会 (滋賀県)	平成16年10月 1日	(1) 公立保育所における取扱いについては、次のとおりとし、私立保育所についても同様の方針により協議、調整する。 保育料については、新市発足後、平成16年度はそれぞれ合併前5町の現行のとおり徴収し、平成17年度から国の保育料徴収基準表の保育年齢・所得階層区分に従い、現行5町の保育料の中で最も低い基準を参考に統一する。 延長保育については、合併後、当面は現行のとおりとし、新市においてサービスの向上が図れるように調整する。 一時保育サービス事業については、合併後、当面は現行のとおり実施し、新市において全ての保育所を対象として実施に向けた調整を行う。ただし、現行の保育単価については、合併時に安曇川町の例(3歳未満児2,000円/日、3歳児1,600円/日、4歳以上児1,200円/日、ただし、半日の保育は半額)を基本として統一する。 障害児保育事業については、合併後も現行のとおり実施する。 休日保育事業については、合併後、当面は現行のとおり実施できるように調整し、新市において、公立保育所についてもサービスが提供できるように調整する。 (2) 地域子育て支援センター事業については、合併後、当面は現行のとおりとし、新市において基幹型と地域型を設置する方向で調整する。 (3) 家庭支援推進保育事業については、合併後、当面は現行のとおりとし、新市においてサービスの向上が図れるように調整する。 (4) 私立保育所への補助については、新市発足後、平成16年度は現行のとおりとし、平成17年度において新たな補助制度を定める。
高梁地域合併協議会 (岡山県)	平成16年10月 1日	保育事業の取扱いについては、次のとおり調整する。 (1) 公立保育所の保育事業については合併時に、保育料、開所時間及び受入開始年齢についてはそれぞれの実情に配慮し新市において調整する。 (2) へき地保育所の保育事業については合併時に、保育料、開所時間及び受入開始年齢についてはそれぞれの実情に配慮し新市において調整する。 (3) 託児所、私立保育所への委託事業及び乳児保育促進事業等については、現行のとおり新市に引継ぐ。 (4) 延長保育、一時保育、障害児保育及び保育所給食事業については、現行のとおり新市に引継ぎ、新市において調整する。
久留米広域合併協議会 (福岡県)	平成17年 2月 5日	保育事業については、次のとおり取り扱うものとする。 (1) 保育時間について 公立保育所については、合併時は現行どおりとし、私立保育所については、地域の実情や保護者のニーズにより各保育所が決定する。 (2) 保育料について 保育料については、合併時は現行どおりとし、平成17年度から統一に向け段階的調整を行い、平成21年度に統一を図る。 また、統一する保育料の額は、新市の少子化対策及び子育て支援の主要施策の一環として保育所利用者の経済的負担を軽減するために、国の徴収基準に対して40%軽減した水準に設定する。 なお、保育料の統一と合わせて、公立保育所の運営のあり方についても、行財政改革の視点から今後見直しを検討する。
田辺広域合併協議会 (和歌山県)	平成17年 5月 1日	(1) 保育所の運営については、現行どおりとする。 (2) 保育料については、合併時に一元化する。【7階層2区分(3歳未満/3歳以上)、国の徴収基準額の84%を目処とした体系により算定する。】 (3) 特別保育事業については、現行どおりとする。 (4) 保育所地域活動事業については、現行どおりとする。 (5) 障害児母子通所保育事業については、現行どおりとする。
吉備町・金屋町・清水町合併協議会 (和歌山県)	平成18年 1月 1日	公立保育所の設置については、現行のとおりとする。 普通保育所保育料については、平成17年度末までは現行のとおりとし、平成18年度より統一した保育料とする。 へき地保育所の設置及びへき地保育所保育料については現行のとおりとする。 遠距離児童通園費補助事業については、制度の経過等を踏まえ新町において不均衡をきたすことのないよう調整に努める。
川辺町・中津村・美山村合併協議会 (和歌山県)	平成17年 3月22日	(1) 保育所の取扱いについては、次のとおり調整する。 ア 運営については、現行のとおりとし、新町において速やかに調整する。 イ 保育料については、現行のとおりとし、平成21年度に国の徴収基準の70%を目安に統一する。 ウ へき地保育所の保育料については、現行のとおりとする。 エ 施設については、設備の不均衡を是正する。

保育所の状況(平成16年4月1日現在)

団体名	区分	名称	所長	保育士				調理師				看護士	その他	職員計					定員	入所児童数(広域入所児童を含む)							充足率	保育時間				開設年月	備考									
				正職	嘱託	臨時		正職	嘱託	臨時				看護士	その他	保育士及び調理師				計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		計	平日		土曜日											
						常勤	短時間			常勤	短時間					正職	嘱託	臨時											0歳児	1歳児	2歳児			3歳児	4歳児	5歳児	計	通常	延長(最長)	通常	延長(最長)	
																		常勤																								短時間
打田町	公立	こばと保育所	1	10	1	6		1	2		1	2	11	2	8	0	1	2	24	200	3	11	24	40	53	50	181	91	8:45-16:00	7:45-18:00	8:45-11:30	7:45-13:00	S26.4	改築 こばと保育所 H4 なるき保育所 S57								
		なるき保育所	1	7	1	4		1	1		1	1	8	2	5	0	0	1	16	180			10	42	47	52	151	84	"	"	"	"	S28.4									
		八王子保育所	1	4		1	1			1		1	5	0	2	1	0	1	9	60			5	14	9	16	44	73	"	"	"	"	S51.4									
	公立計	3	21	2	11	1	0	2	4	0	1	4	24	4	15	1	1	4	49	440	3	11	39	96	109	118	376	85	/	/	/	/	/									
	私立	れもん保育園	1	7	0	2	2	1				2	9	0	2	2	0	2	15	45	4	13	13	7	0	0	37	82	7:30-18:30	7:30-20:00	7:30-18:30	-	H15.4									
	計	4	28	2	13	3	1	2	4	0	1	6	33	4	17	3	1	6	64	485	7	24	52	103	109	118	413	85	/	/	/	/	/									
粉河町	公立	川原保育所	1	3		3		1		1		5	0	4	0	0	0	9	90		1	3	14	14	14	46	51	8:00-16:00	8:00-18:00	8:00-11:30	8:00-12:30	S36.4										
		長田保育所	1	5		6		1		1		7	0	7	0	0	0	14	120		4	15	20	19	31	89	74	8:45-16:00	8:00-17:30	8:45-11:30	8:00-12:30	S40.4										
		竜門保育所	1	4		4		1		1		6	0	5	0	0	0	11	120		1	6	12	26	19	64	53	8:30-16:00	8:00-17:30	8:30-11:30	8:00-12:30	S38.4										
	公立計	3	12	0	13	0	3	0	3	0	0	18	0	16	0	0	0	34	330	0	6	24	46	59	64	199	60	/	/	/	/	/										
	私立	粉河保育園	1	12			3	2		1		15	0	1	3	0	1	19	170		7	11	47	53	62	180	106	9:00-16:00	7:00-19:00	9:00-11:30	7:00-12:30	S15.3										
	計	4	24	0	13	3	5	0	4	0	1	33	0	17	3	0	1	53	500	0	13	35	93	112	126	379	76	/	/	/	/	/										
那賀町	公立	名手保育所	1	10	2	3	2	1	1		1		12	3	3	3	0	0	21	220		7	18	44	36	45	150	68	8:00-16:00	7:00-19:00	8:00-12:00	7:00-12:00	S24.2									
		麻生津保育所	1	2		1		1					4	0	1	0	0	0	5	45				10	12	6	28	62	8:00-16:00	8:00-17:00	8:00-12:00	-	S41.12									
		上名手保育所	1	2		1		1					4	0	1	0	0	0	5	45				5	4	15	24	53	"	"	"	-	S33.4									
	公立計	3	14	2	5	2	3	1	0	1	0	20	3	5	3	0	0	31	310	0	7	18	59	52	66	202	65	/	/	/	/	/										
私立	計	4	24	0	13	3	5	0	4	0	1	33	0	17	3	0	1	53	500	0	13	35	93	112	126	379	76	/	/	/	/	/										
桃山町	公立	安楽川保育所	1	6		2	3			2		7	0	4	3	0	0	14	120			12	47	51		110	92	8:30-16:00	8:00-18:00	8:30-11:30	8:00-12:00	S46.4										
		調月保育所	1	2		2			2			3	0	4	0	0	0	7	60				7	16	24	47	78	"	"	"	"	S48.4										
	公立計	2	8	0	4	3	0	0	4	0	0	10		8	3			21	180	0	0	12	54	67	24	157	87	/	/	/	/	/										
貴志川町	公立	中貴志保育所	1	5		7		1		1		7	0	8	0	0	0	15	165				37	44	44	125	76	8:30-16:00	7:00-19:00	8:30-11:30	7:00-13:00	S60.4										
		東貴志保育所	1	6		7		1		1		8	0	8	0	0	0	16	150		6	17	24	21	15	83	55	"	"	"	"	S53.4										
		西貴志保育所	1	5		7		1		1		7	0	8	0	0	0	15	150				24	31	45	100	67	"	"	"	"	S56.7										
		丸栖保育所	1	6		7		1		1		8	0	8	0	0	0	16	150		1	10	28	21	31	91	61	"	"	"	"	S55.4										
	公立計	4	22	0	28	0	4	0	4	0	0	30	0	32	0	0	0	62	615	0	7	27	113	117	135	399	65	/	/	/	/	/										
私立	ながやま保育園	1	14		3	4	1		1	1	16	0	4	4	1	1	24	120	7	26	33	23	28	18	135	113	8:30-16:00	7:00-19:00	8:30-11:30	7:00-16:00	S57.4											
	計	5	36	0	31	4	5	0	5	0	1	46	0	36	4	1	1	86	735	7	33	60	136	145	153	534	73	/	/	/	/	/										
那賀5町	公立計(15カ所)	15	77	4	61	6	10	3	15	1	1	4	102	7	76	7	1	4	197	1,875	3	31	120	368	404	407	1,333	71	/	/	/	/	/									
	私立計(3カ所)	3	33	0	5	9	4	0	2	0	1	4	40	0	7	9	1	4	58	335	11	46	57	77	81	80	352	105	/	/	/	/	/									
	合計	18	110	4	66	15	14	3	17	1	2	8	142	7	83	16	2	8	255	2,210	14	77	177	445	485	487	1,685	76	/	/	/	/	/									

へき地保育所の状況(平成16年4月1日現在)

団体名	区分	名称	所長	保育士				調理師				看護士	その他	職員計					定員	入所児童数(広域入所児童を含む)							充足率	保育時間				開設年月	備考									
				正職	嘱託	臨時		正職	嘱託	臨時				看護士	その他	保育士及び調理師				計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児		計	平日		土曜日											
						常勤	短時間			常勤	短時間					正職	嘱託	臨時											0歳児	1歳児	2歳児			3歳児	4歳児	5歳児	計	通常	延長(最長)	通常	延長(最長)	
																		常勤																								短時間
粉河町	公立	鞆淵保育所	1	2						1		3	0	1	0	0	0	4	30				6	2	2	4	14	46.7	8:30-16:00	8:00-17:30	8:30-11:30	8:00-12:30	S53.6									

先進事例における高齢者福祉事業の取扱いの調整内容

和歌山県	海南市・下津町合併協議会	1市1町	<p>(1) 老人保健福祉計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 介護予防関係事業、生活支援関係事業及び高齢者一人暮らし対策関係事業については、高齢者の在宅福祉の向上を図れるよう、現行の両市町の事業を基に新市において引き続き実施する。</p> <p>(3) 老人医療費助成事業については、現行のとおり新市において引き続き実施する。</p> <p>(4) 老人クラブ連合会については、合併時に統合できるよう、また老人クラブへの補助については、制度を統一する方向で調整する。</p> <p>(5) 社会福祉法人海南市社会福祉事業団については、新市における事業団として引き継ぐものとする。</p> <p>(6) 海南市立南風園及び海南市立寿荘については、新市に引き継ぐものとする。</p> <p>(7) 敬老会については、対象者を統一し、新市において引き続き実施する。</p> <p>(8) 敬老祝金の支給については、制度を再編し、新市において引き続き実施する。</p>	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
和歌山県	吉備町・金屋町・清水町合併協議会	3町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画については、新町において策定する。 ・ 在宅介護支援センターについては、現行のとおり委託し、実施する。 ・ シルバー人材センターについては、合併後、統合調整に努めるものとする。 ・ 高齢者生活福祉センター、高齢者生産活動センター、特別養護老人ホームについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。 ・ 生活管理指導短期宿泊事業については、吉備町の例により実施する。 ・ 生活指導員派遣事業については、清水町の例により実施する。 ・ 生きがい活動支援通所事業については、現行のとおり社会福祉協議会へ委託して実施する。 ・ 外出支援事業については、新町において一元化し実施する。 ・ 福祉バス運行事業については、新町全体の事業として実施できるよう運行路線等について早急に検討し、調整に努めるものとする。 ・ 高齢者福祉タクシー助成事業については、福祉バス運行事業に統合、再編に努めるものとし、新市において廃止の方向で調整する。 ・ 軽度生活援助事業については、現行のとおり社会福祉協議会へ委託して実施する。 ・ 緊急通報装置貸与事業については、現行のとおり実施する。 ・ 家族介護者交流事業については、社会福祉協議会において行っている事業を支援する方向で、合併時廃止する。 ・ 家族介護者ヘルパー研修受講支援事業については、金屋町の例により実施する。 ・ 家族介護用品支給事業については、金屋町、清水町の例により一元化して実施する。 ・ 紙おむつ支給事業については、金屋町の例により一元化して実施する。 ・ 在宅ねたきり老人介護手当については、新町において一元化し実施する。 ・ ねたきり老人見舞金については、在宅ねたきり老人介護手当に統合するものとし、合併時廃止する。 ・ 福祉電話基本料扶助事業については、合併時廃止する。 ・ 一人暮らし老人愛の一声運動については、新町において、代替の事業を検討するものとし、合併時廃止の方向で調整する。 ・ 一人暮らし老人の世話人への粗品配布事業については、清水町の例により実施する。 ・ 敬老行事については、合併時には現行のとおり実施するものとし、将来的に一元化できるよう調整に努める。 ・ 長寿祝金については、新町において一元化し実施する。 ・ 新100歳長寿者等の表彰については、吉備町、金屋町の例により一元化して実施する。 ・ 老人クラブ連合会については、連合組織として一元化し、各町に支部を置く方向で調整する。 ・ ゲートボール場整備補助事業については、ゲートボール場の災害に対する復旧整地事業として一元化し実施する。 	市町村の合併の特例に関する法律の適用期限までの日 (新設合併)
愛媛県	南宇和合併協議会 (内海村・御荘町・城辺町・一本松町・西海町)	4町1村	<p>高齢者福祉業務については、原則として合併時に統一するものとする。</p> <p>(1) 5町村同一の事務処理をしているものは、現行のまま引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 1町村のみ実施業務は従来の実績を考慮し、その制度の目的が効果的に達成されるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(3) 他の制度が活用できるものについては、廃止の方向で検討する。</p>	平成16年10月1日 (新設合併)
滋賀県	東近江市 (八日市市・五個荘町・湖東町・永源寺町・愛東町)	1市4町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老人福祉計画については平成18年度から新たな計画を新市において策定する。ただし平成17年度までは、それぞれ旧市町の計画とする。 ・ 国・県が定める制度で各市町が実施している事業については、新市に引き継ぐことを基本に調整する。 ・ 各市町が独自に実施している制度・事業については、その事業効果を十分に検討し調整する。 	平成17年2月11日 (新設合併)

先進事例における障害者福祉事業の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
和歌山県	海南市・下津町合併協議会	1市1町	<p>(1) 障害者福祉計画については、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 福祉タクシー助成事業については、障害者の社会参加の促進を図るため、新市において引き続き実施する。なお、所得制限を設けることとする。</p> <p>(3) 訪問入浴サービス補助事業については、在宅福祉の向上のため、新市において引き続き実施する。</p> <p>(4) 授産施設通所交通費助成事業については、新市において引き続き実施することとし、対象施設については、障害者の社会参加が促進できるよう新市において調整する。</p> <p>(5) 重度心身障害児(者)医療費助成事業については、新市において引き続き実施する。なお、所得制限を設けることとする。</p> <p>(6) 補装具の給付事業については、新市において引き続き実施することとし、個人負担については徴収しないこととする。</p> <p>(7) 心身障害児福祉年金については、新市において引き続き実施することとし、支給金額は、年額48,000円とする。</p> <p>(8) 国及び県の制度に基づく事業については、障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、現行のとおり国及び県の制度に基づき新市において引き続き実施する。</p> <p>(9) 海南市さくら園については、新市に引き継ぐものとし、利用料金は現行のとおりとする。</p>	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
和歌山県	野上町・美里町合併協議会	2町	<p>障害者福祉事業については、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者計画については、新町において策定する。 ・ 国及び県の基準に基づいて実施している障害者福祉事業については、現行のとおり新町において引き続き実施する。 ・ 福祉タクシー助成事業については、野上町の例により新町において引き続き実施する。 ・ 身体障害者(児)補装具給付事業については、現行のとおり新町において引き続き実施する。 ・ 心身障害児在宅扶養手当の支給については、心身に障害を持つ児童への福祉増進と生活の安定を図るため、合併までに調整し、新町において引き続き実施する。 	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
和歌山県	吉備町・金屋町・清水町合併協議会	3町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者補装具の給付事業、重度身体障害者日常生活用具の給付・貸付事業については、国の基準に基づき現行のとおり実施する。 ・ 福祉タクシー助成事業については、一元化して実施する。 ・ 支援費制度に基づく事業については、国の制度に基づき現行のとおり実施する。 ・ 障害児デイサービス事業については、吉備町の例により実施する。 ・ 障害者訪問入浴サービス事業については、金屋町の例により実施する。 ・ 小規模作業所運営補助事業については、現行のとおり実施する。 ・ 授産施設交通費助成事業については、吉備町の例により実施する。 ・ 身体障害者連盟、障害児父母の会については、連合組織として一元化する方向で調整する。 ・ 福祉太鼓助成事業については、現行のとおり実施する。 ・ 難病患者等日常生活用具の給付事業については、吉備町の例により実施する。 ・ 重度心身障害者(児)福祉手当については、一元化して実施する。 	市町村の合併の特例に関する法律の適用期限までの日 (新設合併)
山梨県	笛吹(ふえふき)市 (石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町)	5町1村	<p>(1) 障害者福祉計画については、社会経済状況の変化等を踏まえ、今後の福祉施策の方向性を総合的に勘案しながら、新市において新たに策定する。</p> <p>(2) 国又は県等で定める制度については、現行の実施方法を基準に調整して、新市として実施する。</p> <p>(3) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。</p> <p>(4) 重度心身障害者福祉タクシーについては、現行のまま新市に引き継ぐ。内部障害者については、石和町の例による。助成金額については、590円の48枚綴りとする。</p> <p>(5) 重度心身障害者医療費助成については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(6) 心身障害(児)者一時養護サービスについては、利用制限時間を年240時間に統一し、新市に引き継ぐ。</p> <p>(7) 心身障害者小規模作業所事業については、現状のサービスを低下させないように、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>(8) 障害者社会参加促進については、八代町、春日居町の例により、新市で調整する。</p> <p>(9) 身体障害者福祉会については、現行のまま新市に引き継ぎ、組織充実のための支援を行う。</p> <p>(10) 支援費制度については、継続して新市に引き継ぐ。</p>	平成16年10月12日 (新設合併)

先進事例における児童福祉事業の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
山梨県	笛吹(ふえふき)市 (石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町)	5町1村	(1) 児童手当、児童扶養手当等、国、県等の制度に基づいて実施している事業については引き続き継続し、少子高齢化の進展に配慮し子育てしやすい環境づくりを整える。 (2) 各町村が独自で実施している事業については、サービス低下とならないよう、新市全体に拡大し実施する。 (3) エンゼルプランについては、新市において速やかに計画を策定する。 (4) 乳幼児医療費助成事業については、御坂町、一宮町の例により新市に引き継ぐ。国保加入者の現物給付(窓口無料化)については、新市において検討する。 (5) 放課後児童健全育成事業については、現行の施設をそのまま新市に引き継ぐ。開設時間及び利用料については統一し、開設日については、当面は現行のまま新市に引き継ぎ、効果的な運営と住民の利便性を考慮し新市で検討する。 (6) 児童館については、現行のまま新市に引き継ぐ。運営・管理については、当面現行のとおりとし、児童の健全育成のため、新市において施設の整備充実を検討する。	平成16年10月12日 (新設合併)
滋賀県	東近江市 (八日市市・五個荘町・湖東町・永源寺町・愛東町)	1市4町	・ 児童福祉施策については、急速に進む少子化に対応するため次世代育成支援に向けた行動計画を策定し、新市において各種施策の展開を図る。 ・ 保育所(園)については、現行のとおりとし、保育料は平成17年度から統一する。	平成17年2月11日 (新設合併)
兵庫県	加東郡合併協議会 (杜町・滝野町・東条町)	3町	1 国の制度に基づく児童手当等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 2 放課後児童クラブについては、合併時に内容を再編し実施する。 3 福祉年金支給事業については、受給資格を調整し実施する。 4 児童館については、合併時に利用時間等の調整を行う。 5 保育関係事業については (1) 社会福祉法人(私立保育園)助成事業は、合併時に再編する。 (2) 公立保育園は、現行どおり新市に引き継ぐ。 (3) 保育料は、減免措置も含め合併時に調整するが、合併後も国の基準及び近隣市町を参考に見直しを行う。	平成17年3月末日まで (新設合併)
三重県	伊賀地区市町村合併協議会 (上野市・伊賀町・島ヶ原村・阿山町・大山田村・青山町)	1市3町2村	1 保育所の設置、遠距離通園者補助事業、民間保育施設等子育て支援事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 保育料の算定方法については、国の徴収基準を参考に平成17年度から制度を統一する。 3 長時間保育、延長保育、一時保育、休日保育事業、放課後児童健全育成事業についても平成17年度から制度を統一する。 4 新規入所児童の保育用具購入助成については、従来からの経緯、実績等に配慮し新市発足後調整する。 5 出産祝金については、平成17年度から制度を統一する。 6 出生記念品配布事業については、新市発足時に制度を統一する。 7 特別児童手当については、新市発足後速やかに調整する。	平成16年11月1日 (新設合併)
滋賀県	山東町・伊吹町・米原町合併協議会	3町	1. 放課後児童対策事業については、合併後、速やかに調整します。 2. 児童虐待防止対策については、合併後、速やかに調整します。	平成17年2月14日 (新設合併)
島根県	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会	5町1村	【乳幼児医療費助成事業】 1 乳幼児医療費助成事業については、現行どおり新市においても実施する。 2 掛合町で実施しているすこやか子育て医療費助成事業については、平成17年3月31日で廃止するが、子育て支援の観点から、新しい制度については新市において検討する。 【父子・母子家庭援助事業】 1 父子手当てについては、合併時までに再編・一元化を行い、平成17年4月1日から実施する。 2 母子に対する手当てについては、児童扶養手当の制度があることから、平成17年3月31日をもって廃止する。 3 祝い金については、父子・母子家庭の両方を対象とする。また、交付金額及び交付時期については、合併時までに再編・一元化を行い、平成17年4月1日から実施する。	平成16年11月1日 (新設合併)

先進事例における社会福祉事業の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
和歌山県	海南市・下津町合併協議会	1市1町	(1) 生活保護事業については、法に基づき新市において引き続き実施する。 (2) 生活資金貸付事業については、新市において社会福祉協議会で実施するよう調整する。 (3) 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付については、法に基づき新市において引き続き実施する。 (4) 災害見舞金の支給については、新市において引き続き実施する。 (5) 民生委員については、現行の委員数を基に県との協議により合併までに調整する。 (6) 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
和歌山県	野上町・美里町合併協議会	2町	社会福祉関係事業については、次のとおりとする。 ・ 災害弔慰金の支給、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付については、現行のとおり災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき新市において引き続き実施する。 ・ 社会福祉協議会については、合併時に統合できるよう調整に努める。 ・ 民生委員については、現行の委員数を基に県との協議により合併までに調整する。 ・ 民生委員推薦会については、合併時に統合し、委員数については、現行のとおり7人とする。	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
山梨県	笛吹(ふえふき)市 (石和町・御坂町・一宮町・八代町・境川村・春日居町)	5町1村	(1) 生活保護については、新市で福祉事務所を設置し実施する。 (2) 国又は県等で定める制度に基づくものについては、そのまま新市に引き継ぐ。 (3) 民生委員児童委員については、国制度のため現行のまま新市に引き継ぐ。 組織については、旧町村単位に地区民生委員協議会を設置するとともに、市の連絡協議会を設置する。 活動費については、他の非常勤特別職と整合性を図りながら新市において調整する。 (4) 結婚対策事業については、そのまま新市に引き継ぎ、運営状況等を勘案する中で新市において組織の見なおしを検討する。 (5) 戦没者慰霊祭については、合併年度は旧町村単位で実施し、翌年度以降は新市において関係機関と協議し調整する。	平成16年10月12日 (新設合併)
兵庫県	加東郡合併協議会 (杜町・滝野町・東条町)	3町	1 生活保護事業については、新市に福祉事務所を設置し、その業務を行う。 2 民生児童委員協議会については、現3町の協議会と協議の上、合併時に統合する方向で調整する。 3 福祉タクシー事業については、事業内容を合併時に調整し、新市において実施する。	平成17年3月末日まで (新設合併)
滋賀県	山東町・伊吹町・米原町合併協議会	3町	1. 民生委員については、現行のとおり新市に引継ぎます。 2. 福祉バス・老人バスについては、現行のとおり新市に引継ぎ、合併後速やかに調整します。 3. 町営バス無料乗車券交付事業については、現行制度を尊重しつつ事業効果や地域事情を考慮し、他事業との整合性を図り、合併後、速やかに調整します。 4. 在日外国人福祉給付金の取扱いについては、現行のとおり新市に引継ぎます。 5. 福祉医療費助成(町単65~69歳の老人)については、合併後に調整します。 6. 福祉医療費助成(町単障害者(児))については、合併時に調整します。 7. 福祉医療費助成(町単精神障害者・児)については、山東町の例により合併時に統合します。	平成17年2月14日 (新設合併)
富山県	砺波地域市町村合併協議会 (城端町・平村・上平村・利賀村・井波町・井口村・福野町・福光町)	4町4村	民生委員推薦会については、新市において新たに設置する。なお、民生委員の定数については、大幅な減少とならないよう関係機関と調整する。 地域福祉計画については、新市において新たに策定する。 社会福祉事務所については、新市において新たに設置する。 福祉バスについては、地域交通対策の一環として運行するものとし、合併までに調整する。 災害弔慰金、見舞金及び災害援護資金貸付については、合併時に統一する。 盆・歳末慰問については、社会福祉協議会において実施する。	平成16年11月1日 (新設合併)
佐賀県	佐賀県西部1市3町合併協議会 (武雄市・山内町・塩田町・嬉野町)	1市3町	社会福祉事業については、国等の制度に基づき実施している事業は引き続き実施するとともに、市町独自の事業については、従来の実績を尊重して統合又は再編し充実に努めるものとする。 1. 地域福祉計画については、合併後新たに策定し、住民参加による地域福祉を推進する。 2. 福祉事務所については、社会福祉法に基づき設置する。また、生活保護制度については、民生委員と連携し低所得者への生活支援に努めるものとする。 3. 民生委員・児童委員については、現行のとおりとする。 4. 国の制度に基づく災害援護事業については、引き続き実施するものとする。 5. 生活福祉資金貸付事業については、合併時に調整し統合する。 6. 国民年金については、現行のとおり実施する。	平成17年3月1日を目標とする。 (新設合併)

先進事例における健康づくりの取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併の期日(予定含む) 新名称
滋賀県	八日市市・永源寺町・五個荘町・愛東町・湖東町合併協議会	1市4町	母子及び成人の各種健診・健康相談・健康教育並びに予防接種については、合併時は現行のとおりとし、平成17年度から実施内容、方法等の統一を図り、各保健センターを拠点に実施する。	未定
奈良県	平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会	7町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種及び健康診査等の事業については、合併時に調整する。 2. 健康21世紀計画については、新市において策定する。新市の特色を生かし、健康づくり運動の要となる計画を策定する。 3. 母子保健計画については、新市において策定する。新市の特色を生かし、母子の健康づくりの要となる計画を策定する。 	未定 西和市
和歌山県	川辺町・中津村・美山村合併協議会	1町2村	<ol style="list-style-type: none"> 1. 老人保健事業については、次のとおり調整する。 基本健康診査及び各種検診等については、現行を基本とし、新町において速やかに調整する。 検診等に伴う自己負担金については、現行のとおりとし、新町において速やかに統一を図る。 健康相談及び健康教育等については、新町において速やかに調整する。 機能訓練については、現行のとおりとする。 2. 母子保健事業については、次のとおり調整する。 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。 乳幼児健康診査及び乳児歯科検診については、現行を基本とし、新町において速やかに調整する。 訪問指導及び育児事業については、新町において速やかに調整する。 3. 予防接種事業については、次のとおり調整する。 乳幼児を対象とした予防接種については、現行を基本とし、新町において速やかに調整する。 小中学生を対象とした予防接種については、現行のとおりとする。 高齢者を対象とした予防接種については、現行のとおりとする。なお、自己負担金については、新町において速やかに統一を図る。 4. その他の事業については、次のとおり調整する。 結核健康診断予防接種及び結核検診については、現行を基本とし、新町において速やかに調整する。 振動障害検診については、現行のとおりとする。 	平成17年3月22日 日高川町
和歌山県	海南・下津合併協議会	1市1町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 両市町の保健福祉センターについては、新市に引き継ぐものとする。 2. 母子保健計画については、新市において新たに策定する。 3. 母子保健事業に係る母子検診及び健康教育・相談については、母子の健康の保持及び増進並びに健康づくりの推進が図れるよう、新市において住民の利便性に考慮しつつ、引き続き実施する。 4. 母子保健推進組織については、合併時に統合する。 5. 老人保健法に係る健康診査・健康教育・相談及び訪問指導・機能訓練事業については、住民の老後における健康の保持及び健康づくりの推進が図れるよう、新市において住民の利便性に考慮しつつ、引き続き実施する。 6. 老人保健事業に係る健康診査の自己負担については無料とする。 7. 予防接種及び結核予防事業については、新市において住民の利便性に考慮しつつ、引き続き実施する。 8. 休日在宅当番医制度については、現行のとおりとする。 9. 健康まつりについては、統一し、新市において引き続き実施する。 	平成17年4月1日

先進事例における交通・防犯の取扱いの調整内容

都道府県	合併協議会名	構成市町村数	調整内容	合併の期日 (予定含む)
福井県	丹生郡町村合併協議会 (朝日町、宮崎村、越前町、織田町)	4町	<ol style="list-style-type: none"> 交通安全啓発事業については、4町村の現行内容をもとに、新町においてより充実した内容で実施する。 防犯灯については、町が設置し、区が維持管理をする。ただし、集落末端家屋より50m以上の防犯灯については、町が維持管理をする。 交通指導員を新町に置く。人数28名以内、任期2年とする。なお、報酬額については、他の特別職と均衡を図りながら合併までに調整する。 	平成17年2月1日
長崎県	諫早市、多良見町、森山町、飯盛町、高来町、小長井町	1市5町	<ol style="list-style-type: none"> 生活安全推進事業は、新市において一体的な実施ができるよう調整に努めるものとする。 防犯灯の整備については、新市において調整する。ただし、旧市町において設置した防犯灯については、新市に引き継ぐものとする。 交通指導員は、新市において設置する。 交通指導員の定数及び報酬等は、合併までに調整する。 交通安全推進団体に対する活動支援については、合併までに調整する。 	平成17年3月1日
滋賀県	石部・甲西合併協議会	2町	<ol style="list-style-type: none"> 交通指導員は、新市において設置、統合を図る。 チャイルドシート貸出事業は、新市においても貸し出す。 放置自転車対策については、石部町の例により合併後新市において調整する。 防犯灯については、合併後に検討する。 	平成16年10月1日
和歌山県	田辺広域合併協議会 (田辺市、龍神村、中辺路町、大塔村、本宮町)	5市町	<ol style="list-style-type: none"> 新市に連絡協議会本部を設置し、各市町村ごとに交通指導員支部を置く。 定数については190人以内とする。 報酬については次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> 支部長・支部長補佐 36,000円/年 副支部長・班長・隊員 24,000円/年 出勤手当 2,500/日 	平成17年5月1日

先進事例における人権施策の取扱いの調整内容

【県外】

合併協議会名又は新市名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
桑名市・多度町・長島町合併協議会 (三重県)	1市2町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権尊重に関する基本条例は、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市において新たに制定する。 ・ 人権施策基本方針・基本計画、人権施策推進計画及び同和教育基本方針は、新市において新たに策定する。 ・ 差別撤廃審議会(人権施策審議会)、人権まんが作成委員会、人権啓発推進本部及び同和問題啓発推進協議会は、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市において新たに設置する。 	平成16年12月6日 (新設合併)
安芸高田市 (広島県)	6町	<p>同和対策・同和教育については、一般対策への移行を行う。新市においては、6町のこれまでの成果と国・県の方針を踏まえ、広く人権対策に関する基本指針を策定するとともに、行政機構に総合的な人権対策に関する窓口を設け、総合的・計画的に推進する。</p> <p>(1) 同和対策事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 同和福祉援護資金・支度金給付事業及び貸付事業のうち、人材育成につながる事業については、一般対策への移行措置を講じる。生活扶助を目的とする事業及び貸付事業については、一般事業への移行もしくは廃止の方向で調整する。 イ 隣保館については、国が定めた隣保館設置運営要綱(平成14年8月29日)に基づき、人権会館として広く人権相談・人権啓発の拠点としての活用を図る。 <p>(2) 同和教育事業について</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 人権啓発及び人権教育事業については、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)に基づき、新市においても積極的に推進する。 イ 同和奨学金については、一般事業への移行を図り、充実させる。 	平成16年3月1日 (新設合併)
柏原町・氷上町・青垣町・春日町・山南町・市島町合併協議会 (兵庫県)	6町	<p>(1) 人権・同和対策については、これまでの取組みの経緯を踏まえ、新市において調整する。</p> <p>(2) 市長部局に新市の人権行政施策の中核を担う(仮称)人権啓発センターを設置し、人権行政部門の一本化を図る。</p>	平成16年11月1日 (新設合併)
平群町・三郷町・斑鳩町・安堵町・上牧町・王寺町・河合町合併協議会 (奈良県)	7町	<ol style="list-style-type: none"> 1. 人権啓発活動事業については、現在までの取り組みを踏まえ、新市において調整し、推進する。 2. 人権施策に関する審議会については、新市において設置する。 3. 人権相談事業については、新市において調整し、推進する。 4. 男女共同参画事業については、新市において調整し、推進する。 	協議中 (新設合併)

【県内】

合併協議会名又は新市名	構成市町村	調整内容	合併の期日(予定含む。)
海南市・下津町合併協議会	1市1町	<ol style="list-style-type: none"> (1) 人権啓発事業については、新市において引き続き実施する。 (2) 人権擁護委員については、法令の規定により新市に引き継ぐこととなる。 (3) 男女共生事業については、新市において引き続き実施する。 (4) 隣保館及び住民センターについては、現行のとおりとする。 	平成17年3月31日までの日 (新設合併)
田辺広域合併協議会	1市2町2村	隣保館事業 現行どおりとする。	平成17年5月1日 (新設合併)